

若手社員等合同研修会実施委託業務プロポーザルにおける質疑に対する回答

※4月8日(水)説明会での質疑を含む

NO.	分類	質疑	回答
1	業務の目的 (募集要領)	業務の目的として「ビジネススキルの向上」、「県内で働くことへのモチベーションの向上」、「同世代の仲間づくり(官民・異業種間でのネットワークの形成)」を上げているが、特に重視するものはあるか。	若年人口の転出抑制を大きな目的としており、どれも重視しているところですが、特に同世代の仲間作りは重要と考えています。
2	業務内容 (仕様書)	「講師謝金は、1回当たり20万円を上限とする」とあるが、これは旅費相当額を含むか。	旅費相当額を含むとしています。
3	業務内容 (仕様書)	研修会は平日開催や休日開催か。	受講者は業務として参加を依頼する予定のため、平日開催を基本とします。
4	業務内容 (仕様書)	研修会の申し込みについては、一般公募も可能としてよいか。	受講者は業務として参加を依頼する予定のため、所属を介して申し込みを基本としますが、一般公募の併用も可能です。
5	業務内容 (仕様書)	研修会の申し込みについても、別紙に記載のクラウドサービス基準を満たす必要はあるか。	クラウドサービスを利用する場合は、別紙の基準を満たすものを利用するものとします。
6	業務内容 (仕様書)	1コースは4回とも「同じ参加者の連続参加」を想定しているものか、各開催ごとに新たに参加者を募るものか。	1コースは4回とも「同じ参加者の連続参加」を想定しています。
7	業務内容 (仕様書)	研修会には県職員も参加者として派遣する予定とのことだが何人ぐらいを想定しているのか。県職員の参加人数は1回あたりの100人に入っているか。	県職員は20名程度を想定しており、1回あたりの参加人数の100人に県職員は含まれます。
8	懇親会 (仕様書)	懇親会について、酒類の提供は可能か。	問題ありません。
9	懇親会 (仕様書)	懇親会について、参加者の参加費を委託事業から補填することは可能か。	委託事業からの補填はできません。
10	懇親会 (仕様書)	懇親会は自費とあるが、費用の一部を負担し、参加者の金銭的負担を減らすことは可能か	派遣元企業が費用の一部を負担することは任意ですが、委託事業からの補填はできません。
11	その他	県が主催する社会人交流事業「NEW STEP」については令和7年度の男女別の参加者数を教えてほしい。	事業全体(R7イベント回数13回)として、のべ510名(男性272名・女性238名)の参加がありました。ただし、「NEW STEP」は若者の自然な出会いの創出を目的としており、本委託事業の趣旨とは相違があることは留意してください。
12	その他	県が主催する社会人交流事業「NEW STEP」については令和8年度も実施予定か。	実施を予定しています。